



## わたしと憲法 第21話

# 平和があつての 夢や希望

東区西支部  
常務理事  
福田 光弘



私が生まれた年、1947年5月3日に施行された日本国憲法は、世界に誇れる平和と戦争放棄の立場、(二度と戦争はしない。武力の行使はしない・国と国との国際紛争は、武力で解決しようとはしない)9条第2項の「戦力不保持」と「交戦権の否定」が明記され、この条項があることで日本は68年間、戦争することなく平和な社会が続いてきました。

しかし安倍政権は、立憲主義を無視し、憲法違反である戦争法制を圧倒的な国民の反対の声を、無視して成立させてしまいました。

“断じて許せません”

平和であつてこそ、私たち・子どもたち・孫たちのたくさんの夢や希望が実現できます。

これからも、憲法の三原則(基本的人権の尊重・国民主権・平和主義)を守り、政治に生かすことで私たちの命と暮らしを守っていきましょう。

「平和安全保障関連法」の廃止を実現しましょう。